

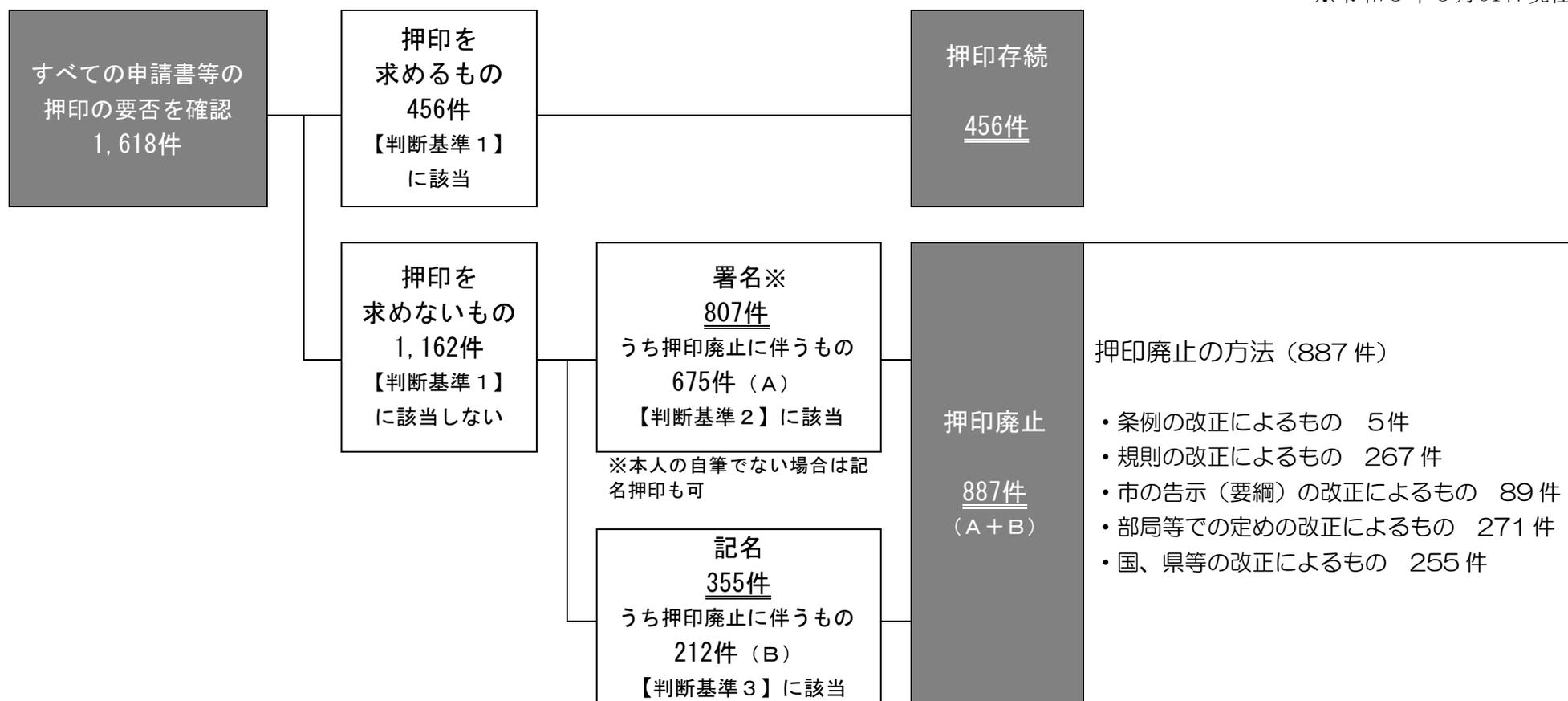
飯田市における行政手続の押印、署名及び記名の見直しの状況について

総務部総務文書課

- 市民等の利便性を高めるため、飯田市（市議会及び市長以外の執行機関を含む。）が市民等に提出を求める全ての申請書等の押印、署名及び記名について、「飯田市における行政手続の押印、署名及び記名の見直し指針」に基づき見直しを進めている。
- この指針に基づき各課等において3月から見直しを進め、6月末を目途に見直しを終了する予定。
- ただし、7月以後も国及び県の法令の改正がされたものについては随時対応していく。
- 見直しの結果の市民等への周知は、7月以後に広報いいだ、飯田市ウェブサイト、市の窓口などで行う。

市民等に提出を求める申請書等の見直しの状況（飯田市内部の手続に係るものは除く。）

※令和3年5月31日現在



飯田市における行政手続の押印、署名及び記名の見直し指針

令和3年2月

個人及び事業者が市（市議会及び市長以外の執行機関を含む。）に対して提出する申請書等において、氏名欄の押印、署名及び記名について、次の判断基準により見直しを実施する。

1 署名及び記名の定義

- (1) 署名 自己の氏名を自筆により記すことをいう。
- (2) 記名 印字、代筆その他方法を問わず氏名を記載することをいう。

2 見直しの判断基準について

判断基準1 押印を求めるもの

- (1) 地方自治法第234条第5項の規定により、契約書を作成する際に記名押印が義務付けられている次の契約書等
 - ア 個人、法人等の人格を問わず全てのもの
 - イ 契約書には協議書、覚書などで双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているようなものを含む。
 - ウ 契約書の規定に基づく補助金の申請書、口座振替（送金）申請書、委任状、請求書、領収書等を含む。
 - エ 金額等の要件により契約書の作成が省略した場合における請書や請求書を含む。
 - オ 当市が行う競争入札に参加する者が提出する入札、見積、契約の締結、代金の請求又は受領に係るもの
 - カ 当市が交付する補助金に係るもの
- (2) 国及び県の法令、条例、通知等により押印が義務付けられているもの
 - ア 国や県に限らず当市以外の組織又は団体から押印が義務付けられているものを含む。
 - イ 国及び県の法令、条例、通知等により押印が義務付けられている請書、委任状、請求書、領収書等を含む。
- (3) 登録印（個人が登録した印鑑：実印）又は登記印（法人が登録した印鑑：代表者印）を求め、印鑑証明書と照合するもの

判断基準2 署名を求めるもの

- (1) 国及び県の法令、条例、通知等により署名が義務付けられているもの（署名又は記名押印の選択としているものを含む。）
- (2) 本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるもの
 - ア 行政処分に係る様々な手当等の支給申請書など金銭等の給付を伴う申請で、本人以外に給付してしまうおそれのあるもの。なお、口座の振込先が、本人のものに限られる場合を除く。
 - イ その他、許可の申請書など本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるもの
 - ウ 診断書、意見書、証明書など本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要性があるもの。
- (3) 個人、個人事業者及び法人格のない団体については、本人又は団体の代表者が署名しない場合には記名押印も可とする。
- (4) 署名された申請書を訂正する場合は、訂正した部分に署名することとする。

判断基準3 記名のみで良いもの

次に掲げる本人の意思による申請であることを押印又は署名により担保する必要性がないもの

- (1) 施設の利用申込み、閲覧又は縦覧の申請書など申請する者が不特定の者であり、押印や署名を求めて本人の意思によるものであることを担保する必要性がないもの
- (2) 届出事項の変更など単に事実や状況を把握することのみを目的としているもの